

沖縄県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する取扱要綱

(平成 28 年 3 月 31 日制定)

[改正]平成 29 年 4 月 1 日

[改正]令和 3 年 4 月 1 日

[改正]令和 6 年 2 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、沖縄県知事（以下「知事」という。）が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 法第 34 条第 1 項又は法第 36 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「計画認定申請者」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）第 23 条第 1 項又は第 27 条に規定する申請書及び添付図書を知事に提出するものとする。

2 計画認定申請者は、法第 35 条第 2 項の規定による申し出を行う場合は、前項に定める認定申請書に併せて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本及び副本各 1 通（当該申し出があった建築物が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物である場合は副本 2 通）を知事に提出するものとする。

3 法第 41 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「適合認定申請者」という。）は、省令第 30 条第 1 項に規定する申請書及び添付図書を知事に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定における評価機関等による技術的審査)

第 3 条 計画認定申請者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項第一号から第三号に規定する基準（以下「計画認定基準」という。）に適合していることについて、非住宅部分にあつては法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅部分にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号、以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」という。）による技術的審査を受けることができる。

2 評価機関等は、前項の技術的審査の結果、建築物エネルギー消費性能向上計画が計画認定基準に適合すると認めた場合にあつては、適合していることを証する書類を計画認定申請者に交付するものとする。

3 次の書類の交付を受けた計画認定申請者は、第 1 項の規定による技術的審査を受けたものとみなす。

品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費

量等級5に適合している場合に限る。なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していることとする。)

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定における評価機関等による技術的審査)

第4条 適合認定申請者は、当該申請を行う前に、建築物のエネルギー消費性能が法第2条第1項第三号に規定する基準（以下「適合認定基準」という。）に適合していることについて、評価機関等による技術的審査を受けることができる。

2 評価機関等は、前項の技術的審査の結果、建築物のエネルギー消費性能が適合認定基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類を適合認定申請者に交付するものとする。

3 次のいずれかの書類の交付を受けた適合認定申請者は、第1項の規定による技術的審査を受けたものとみなす。

(1) 省令第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証

(3) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していることとする。)

(4) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証

(知事が必要と認める図書)

第5条 省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、第3条第1項の規定による評価機関等の技術的審査を受けた場合（同条第3項の規定により技術的審査を受けたものとみなす場合を含む。）にあっては、同条第2項又は第3項の規定による書類を提示したうえで、当該書類の写しとする。

2 省令第30条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、前条第1項の規定による評価機関等の技術的審査を受けた場合（同条第3項の規定により技術的審査を受けたものとみなす場合を含む。）にあっては、前条第2項又は第3項の規定による書類を提示したうえで、当該書類の写しとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第6条 法第35条第2項の規定による申し出があった場合、当該申し出があった建築物が建築基準法第20条第1項第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審

査するときは、知事は、建築基準法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査を行う場合は、当該審査を建築基準法第77条の35の8第1項により知事が委任した構造計算適合性判定機関に委託して行うものとする。

(認定しない旨の通知)

第7条 知事は、計画認定基準に適合しないと認めた場合又は法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(第1号様式)により計画認定申請者へ通知するものとする。

- 2 知事は、適合認定基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第1号様式)により適合認定申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 計画認定申請者又は適合認定申請者は、認定申請を取り下げようとする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下げ届(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(変更認定申請)

第9条 第2条第2項、第3条及び第5条第1項並びに第6条から前条までの規定は、法第36条第1項の規定による計画の変更認定の申請(以下「変更認定申請」という。)について準用する。

- 2 変更認定申請をしようとする者は、省令第27条に規定する申請書及び添付図書に、省令第25条第1項の規定による認定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更届)

第10条 法第35条第1項の規定による計画の認定を受けた者(以下「計画認定建築主」という。)は、認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)の変更(省令第26条の規定による軽微な変更に限る。)をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、当該変更に係る図書を添えた建築物エネルギー消費性能向上計画変更届(第3号様式)2通を知事に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

第11条 計画認定建築主は、認定計画に係る建築物の建築等を取りやめようとする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画取りやめ届(第4号様式)正本及び副本各1通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出には、省令第25条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(計画認定建築主等変更届)

第 12 条 次に掲げる者は、計画認定建築主等変更届（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 計画認定建築主又は法第 41 条第 2 項の規定による適合の認定を受けた者（以下「適合認定建築主」という。）の一般承継人
- (2) 計画認定建築主又は適合認定建築主から、認定計画に係る建築物又は基準適合認定建築物（法第 41 条第 3 項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。）の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第 13 条 知事は、法第 37 条及び法第 43 条の規定による報告の徴収は、次条に定めるものを除き、報告を求める旨の通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

- 2 計画認定建築主及び適合認定建築主は、前項により知事から報告を求められた場合、認定計画に係る建築物等状況報告書（第 7 号様式）を知事に提出するものとする。

(建築工事完了報告書)

第 14 条 計画認定建築主は、認定計画に係る建築物の工事を完了したときは、認定計画に係る建築物工事完了報告書（第 8 号様式）に次の各号に定める図書を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 次のいずれかに掲げる図書

ア 工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書をいう。）の写し

イ 建設住宅性能評価書（品確法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）の写し

ウ その他工事の完了を確認することができる書面で知事が適当と認めるもの

- (2) 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第 7 条 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し

(改善命令)

第 15 条 知事は、法第 38 条の規定による改善命令は、改善命令書（第 9 号様式）により行うものとする。

(認定の取消し)

第 16 条 知事は、法第 39 条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し及び法第 42 条の規定による基準適合認定建築物の認定の取消しは、認定取消通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

(その他)

第 16 条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。